

大阪市規則第60号

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(調査対象期間)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）は、基準日以前6箇月の期間のうち、給与条例適用職員としての引き続いた在職期間（副首都推進局の職員の給与の取扱いに関する条例（平成28年大阪市条例第21号）に規定する<u>特定職員</u>又は大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和2年大阪市条例第24号）に規定する特定職員（以下これらを「特定職員」という。）としての引き続いた在職期間を除く。）とする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p>別表第6（第8条関係）</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p>	<p>(調査対象期間)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）は、基準日以前6箇月の期間のうち、給与条例適用職員としての引き続いた在職期間（副首都推進局の職員の給与の取扱いに関する条例（平成28年大阪市条例第21号）に規定する<u>特定職員、万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和3年大阪市条例第59号）に規定する特定職員</u>又は大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和2年大阪市条例第24号）に規定する特定職員（以下これらを「特定職員」という。）としての引き続いた在職期間を除く。）とする。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p>別表第6（第8条関係）</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p>

<p>[表 別紙 4 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙 6 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙 8 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙10 挿入]</p> <p>[備考 略]</p> <p>別表第 7 (第 8 条関係)</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙12 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙14 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙16 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙18 挿入]</p> <p>[備考 略]</p>	<p>[表 別紙 3 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙 5 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙 7 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙 9 挿入]</p> <p>[備考 同左]</p> <p>別表第 7 (第 8 条関係)</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙11 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙13 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙15 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙17 挿入]</p> <p>[備考 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 8 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関するこの規則による改正後の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は」とあるのは「、万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例を廃止する条例（令和 8 年大阪市条例第 6 号）による廃止前の万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和 3 年大阪市条例第 59 号）に規定する特定職員又は」とする。

[別表第3 別紙1]

給料表	職員	割合
[同左]		
保育士給料表	(1) 職務の級が4級である 職員	100分の10
	(2) 職務の級が3級又は2 級である職員	100分の5
[同左]		

[別表第3 別紙2]

給料表	職員	割合
[略]		
保育士給料表	(1) 職務の級が5級である 職員	100分の12.5
	(2) 職務の級が4級である 職員	100分の10
	(3) 職務の級が3級又は2 級である職員	100分の5
[略]		

[別表第6アの表 別紙3]

職員区分 \ 相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の146.95</u>	<u>100分の124.75</u>	<u>100分の102.55</u>	<u>100分の83.85</u>	<u>100分の68.85</u> 又は <u>100分の57.55</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.8</u>	<u>100分の144.8</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又	<u>100分の116.3</u>	<u>100分の113.2</u>	<u>100分の108.8</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u>

は1級の職員					のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の130</u>	<u>100分の105</u>	<u>100分の80</u>	<u>100分の61.3</u>	<u>100分の46.3</u> 又は <u>100分の35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6アの表 別紙4]

職員区分 相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の145.7</u>	<u>100分の123.5</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の82.6</u>	<u>100分の67.6</u> 又は <u>100分の56.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の174.45</u>	<u>100分の147.75</u>	<u>100分の121.05</u>	<u>100分の102.35</u>	<u>100分の87.35</u> 又は <u>100分の76.05</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.45</u>	<u>100分の147.75</u>	<u>100分の121.05</u>	<u>100分の102.35</u>	<u>100分の87.35</u> 又は <u>100分の76.05</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.95</u>	<u>100分の144.25</u>	<u>100分の122.55</u>	<u>100分の103.85</u>	<u>100分の88.85</u> 又は <u>100分の77.55</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又	<u>100分の115.05</u>	<u>100分の111.95</u>	<u>100分の107.55</u>	<u>100分の100.05</u>	<u>100分の95.05</u> 又は <u>100分の</u>

は1級の職員					<u>91.25</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の128.8</u>	<u>100分の103.8</u>	<u>100分の78.8</u>	<u>100分の60.1</u>	<u>100分の45.1</u> 又は <u>100分の33.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6イの表 別紙5]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.8</u>	<u>100分の144.8</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員	<u>100分の170.8</u>	<u>100分の148</u>	<u>100分の125.2</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の91.5</u> 又は <u>100分の80.2</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員又は3級の職員	<u>100分の127.3</u>	<u>100分の120.7</u>	<u>100分の110.8</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の100</u> 、 <u>100分の96.3</u> 又

					は <u>100分の92.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の118.9</u>	<u>100分の115.1</u>	<u>100分の109.4</u>	<u>100分の101.3</u>	100分の100、 <u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の130</u>	<u>100分の105</u>	<u>100分の80</u>	<u>100分の61.3</u>	100分の46.3又は <u>100分の35</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6イの表 別紙6]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の174.45</u>	<u>100分の147.75</u>	<u>100分の121.05</u>	<u>100分の102.35</u>	<u>100分の87.35</u> 又は <u>100分の76.05</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.45</u>	<u>100分の147.75</u>	<u>100分の121.05</u>	<u>100分の102.35</u>	<u>100分の87.35</u> 又は <u>100分の76.05</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.95</u>	<u>100分の144.25</u>	<u>100分の122.55</u>	<u>100分の103.85</u>	<u>100分の88.85</u> 又は <u>100分の77.55</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員	<u>100分の169.35</u>	<u>100分の146.65</u>	<u>100分の123.95</u>	<u>100分の105.25</u>	<u>100分の90.25</u> 又は <u>100分の78.95</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員又は3級の職員	<u>100分の126.65</u>	<u>100分の119.85</u>	<u>100分の109.65</u>	<u>100分の100.05</u>	<u>100分の98.75</u> 、 <u>100分の95.05</u>

					又は <u>100分の91.25</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の118.25</u>	<u>100分の114.25</u>	<u>100分の108.25</u>	<u>100分の100.05</u>	<u>100分の98.75</u> 、 <u>100分の95.05</u> 又は <u>100分の91.25</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
特定任期付職員給料表の適用を受ける職員	<u>100分の128.8</u>	<u>100分の103.8</u>	<u>100分の78.8</u>	<u>100分の60.1</u>	<u>100分の45.1</u> 又は <u>100分の33.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6ウの表 別紙7]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の174.3</u>	<u>100分の148.3</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の165.8</u>	<u>100分の144.8</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の116.9</u>	<u>100分の113.6</u>	<u>100分の108.9</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6ウの表 別紙8]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の174.45</u>	<u>100分の147.75</u>	<u>100分の121.05</u>	<u>100分の102.35</u>	<u>100分の87.35</u> 又は <u>100分の76.05</u> のうちから人事 評価等に基づく 支給区分に応じ て総務局長が定 める割合
部長級の職員	<u>100分の174.45</u>	<u>100分の147.75</u>	<u>100分の121.05</u>	<u>100分の102.35</u>	<u>100分の87.35</u> 又は <u>100分の76.05</u> のうちから人事 評価等に基づく 支給区分に応じ て総務局長が定 める割合
課長級の職員	<u>100分の165.95</u>	<u>100分の144.25</u>	<u>100分の122.55</u>	<u>100分の103.85</u>	<u>100分の88.85</u> 又は <u>100分の77.55</u> のうちから人事 評価等に基づく 支給区分に応じ て総務局長が定 める割合
課長代理級の職員、係 長級の職員、3級の職 員、2級の職員又は1 級の職員	<u>100分の115.65</u>	<u>100分の112.35</u>	<u>100分の107.65</u>	<u>100分の100.05</u>	<u>100分の95.05</u> 又は <u>100分の91.25</u> のうちから人事 評価等に基づく 支給区分に応じ て総務局長が定 める割合

[別表第6エの表 別紙9]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長又は園長	<u>100分の158.3</u>	<u>100分の142.3</u>	<u>100分の126.3</u>	<u>100分の113</u>	<u>100分の100.9</u>
副校長又は教頭	<u>100分の151.5</u>	<u>100分の139.5</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の114.2</u>	<u>100分の102.1</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の114.1</u>	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.1</u>	<u>100分の98.7</u>

[別表第6エの表 別紙10]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長又は園長	<u>100分の157.05</u>	<u>100分の141.05</u>	<u>100分の125.05</u>	<u>100分の111.75</u>	<u>100分の99.65</u>
副校長又は教頭	<u>100分の150.45</u>	<u>100分の138.35</u>	<u>100分の126.25</u>	<u>100分の112.95</u>	<u>100分の100.85</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の112.85</u>	<u>100分の110.65</u>	<u>100分の107.35</u>	<u>100分の101.85</u>	<u>100分の97.45</u>

[別表第7アの表 別紙11]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の63</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の56.1</u>	<u>100分の52.2</u> 又は <u>100分の50.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7アの表 別紙12]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の62.25</u>	<u>100分の61.75</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の54.85</u>	<u>100分の50.95</u> 又は <u>100分の48.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の51.65</u>	<u>100分の51.45</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の48.55</u>	<u>100分の47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙13]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の63</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の56.1</u>	<u>100分の52.2</u> 又は <u>100分の50.1</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の49.2</u> 、 <u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙14]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100分の62.25</u>	<u>100分の61.75</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の54.85</u>	<u>100分の50.95</u> 又は <u>100分の48.85</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の48.55</u>	<u>100分の47.95</u> 、 <u>100分の47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙15]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の63</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の56.1</u>	<u>100分の52.2</u> 又は <u>100分の50.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙16]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の62.25</u>	<u>100分の61.75</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の54.85</u>	<u>100分の50.95</u> 又は <u>100分の48.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の51.65</u>	<u>100分の51.45</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の48.55</u>	<u>100分の47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7エの表 別紙17]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の62.5</u>	<u>100分の55.8</u>	<u>100分の49.7</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の50.3</u>	<u>100分の48</u>

[別表第7エの表 別紙18]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の54.55</u>	<u>100分の48.45</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の49.05</u>	<u>100分の46.75</u>